

令和2年12月奈良県議会代表質問

新政なら 尾崎充典

皆さまこんにちは、香芝市選出の尾崎充典でございます。

議長の許可をいただきましたので、新政ならを代表して質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第3波がこの奈良県でも猛威を振るっております。この感染症により昨日までに11名のお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りすると共に、今なお入院中の161名及び宿泊療養中の33名の皆さま方におかれましては一刻も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

本題に入る前に今一度、県民の皆さまに発熱などの症状がある場合や、身近な人に感染の疑いがある場合にどのように対応すべきかをお知らせさせていただきます。

パネル①をご覧ください。

以前は、発熱などの症状や、感染の恐れがある場合は「帰国者・接触者相談センター」に一元的に相談していただいておりますが、現在は、発熱などの症状がある方はまず、身近な医療機関に電話していただくことになりました。

もし身近な医療機関がない場合は「帰国者・接触者相談センター」から名称を変更した「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談をすることになっています。

また、発熱などの症状がない場合でも感染の不安がある方は「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談をお願いします。

パネル②をご覧ください。

次に、PCR検査を受けた後の結果通知についてですが、県では、陰性だった方には「PCR等検査結果書」を発行していただくよう、各医療機関に対し協力を依頼しています。

また、保健所においては、検査結果が陽性になった方について、入院・療養後に、求めに応じて「就業制限解除通知書」を発行されています。

この新型コロナウイルス感染症については、世界中の専門家が懸命に研究頂いていますが、未だに実態を正確に把握できていません。

誰もが正確な情報が無い中で、世論が二極化しているように感じています。

1つは、新型コロナウイルス感染症は風邪と同じだ、インフルエンザより死亡者が少ないのだから恐れる必要がない、それよりも経済のほう心配だという世論です。

もう一つは、十分な治療法やワクチンによる予防法も確立されておらず、「LongCOVID」と言われる後遺症の報告事例もあることから、PCR検査のさらなる充実や、ロックダウンを含む対策の必要性を訴える世論です。

一方で、インフルエンザについてこんなデータがあります、今年の8月31日から11月15日にかけての定点当たりのインフルエンザ患者報告数は、全国

で171件でした。昨年の患者数の300分の1にとどまっており、今シーズンのインフルエンザについては、ほぼ抑え込みに成功していると言えます。

いうまでも無くインフルエンザも新型コロナウイルス感染症も、共通の予防法は、マスクと手洗いなどです。

その効果がありインフルエンザは減少する中、新型コロナウイルス感染症は今なお猛威を振るっています。

私は、正しく用心して、正しく恐れる必要があると考えています。

正しく用心すれば大丈夫だという事例があります、歯科医師・歯科衛生士さんの院内での感染は未だ無いようです。先日の講演会で藻谷浩介さんに教えて頂きました。また、恐れすぎると過度の不安が生まれ、人間の生き残りたいという本能が差別を育て、結果として感染の拡大に繋がります。

新型コロナウイルス感染症については先ほどの代表質問にもありましたので、私からは、新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題に特化して質問をさせていただきます。

このテーマを質問するにあたり、天理市長・連合奈良や同僚の植村議員をはじめ多くの方々に人権侵害に関するお話を伺いました。

改めてご協力に感謝申し上げます。

まず、県内の事例ですが、今年の夏に天理大学で新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生した際、感染者との接触が全く無い、大学が同じだと

いうだけの学生が教育実習先の学校から受け入れを拒否されたり、アルバイト先から出勤停止を求められたりしました。その学生は自身が濃厚接触者でないと保健師が確認したことを実習先に伝えましたが、PCR検査を受けることを条件に受け入れると言われたようです。他にも、大学関係者のご家族が病院に診察拒否されたという相談もあったそうです。

また、県立高校の方からも、生徒・家族や学校に対するSNS上での誹謗中傷や風評被害を受けたという話をお聞きしました。

全国でも様々な差別の事例があり、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の資料に、詳細に差別事例に関する記載がありました。

典型的なものは、検査で陽性になった人や感染したのではないかと疑われた人に対し「菌をばらまくな」とか「地域から出ていけ」など、その人の人格の尊厳を傷つけ、人権を侵害する不当な発言です。また、単に感染が多発している地域から来たとか職場で感染が出ただけで入店拒否や施設の利用拒否を受けることもありました。

医療従事者に対しての差別発言もあり、さらにその家族というだけで保育園の利用拒否などの不当な扱いを受ける例もありました。

医療の最前線で頑張っている医療関係者には感謝すべきところを現場で働けなくしている。

『まさに天に向かって唾を吐く行為』といえます。

また、お店や会社に感染者が出ると、何か落ち度があったはずだと決めつけ、誹謗中傷されることもあります。

このように、差別という社会問題が身近なところにも出ているわけですが、新型コロナには負のスパイラルがあり、それについて日本赤十字のサイトで公表されていますので一部をご紹介します。

パネル③をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生むことです。

第一の感染症が「病気」、第二の感染症が「不安」、第三の感染症が「差別」と表現されており、差別が更なる病気の拡散につながって悪循環していきます。新たな感染者を増やさないためにも、差別に対して適切に対策を打つことは非常に重要です。

まず、県におけるインターネットによる人権侵害対策について、県の担当課に今の取り組みを伺いました。

奈良県では平成15年より、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会を事務局とするインターネットステーションにおいて、人権侵害の実態把握のためのネットパトロールをされています。

週に2回、午後の2時間程度2~3名で対応いただいております、県内39市町村、県、関係団体によるこのような全県的な取り組みは全国でも珍しいようで

す。過去には他府県からの視察も受けたとお聞きしました。

しかし、それでも新型コロナにまつわる人権侵害は捉えにくいそうです。

他府県の取り組みを調べてみますと、被害を受けられた当事者が負担する訴訟費用や弁護士相談費用の助成などの取り組みがありました。

配布資料①をご覧ください。

先月、その助成を行われている長崎県に問い合わせをしました。

ホームページでは、新型コロナウイルス感染症にまつわる差別への訴訟費用助成支援について明記されており、その内容が分かるパンフレットもアップされていました。

この助成に対する県民からの問い合わせ件数を尋ねましたところ、17件だったそうです。そのうち弁護士費用の助成に至ったのは1件、訴訟までのアクションに至ったのは今のところ0件だそうで、実際の費用は少額にとどまっている実態が分かりました。

長崎県のこの取り組みは県民へのアナウンス効果が非常に大きいと思います。この制度が利用されたことが報道されるだけで、安易な誹謗中傷・差別に対する抑止につながると考えています。

また、この調査の過程で教えられたことがあります。

他府県ナンバーを見かけただけで「取り締まれ」という主旨のSNSで投稿することも立派な差別に該当します。

自身、違和感を持ちながらも恐怖心からの行為で仕方のないことだと整理していましたが、差別を受ける当事者の立場から思いを巡らし、認識を変える必要があります。

これは、県民だより 11月号の人権コーナーで紹介されていましたが、新型コロナウイルス感染が初めて確認されたころ『奈良から電車で来ました。』との答えに『え、奈良…』とリアクションされたので、それ以降奈良から来たと言えなくなった様です。当初奈良県はコロナ差別を受ける側でしたが、何時の間にか他府県ナンバーを差別する側に成っていました。

実際に発言した方やネットに投稿した方にそんなつもりがない場合でも、不当な発言は名誉棄損などに該当する場合があります、損害賠償や刑事告訴など、民事上・刑事上の責任が生じることがあります。

たとえ新型コロナウイルスに感染している事実があつたとしても、です。

この法的責任が生じる可能性を皆さまと共有することは、新型コロナウイルス感染症による差別の抑止につながると思いました。

新型コロナの差別をなくすためには、お一人お一人がまず正しく知ることが大切です。

また、『県内で感染された方がたまりかねて引っ越しされた』などという、うわさ話や『感染者した県立高校の生徒が自主退学を余儀なくされた』というデマも、実際私の耳に入ってきます。

不幸にして感染された当事者やそのご家族の方々にとっては、周囲からの一言が非常につらく、耐え難いものであることを、しっかり再認識しなければなりません。

そこで知事にお伺いします。

県では、新型コロナウイルス感染症に関する差別の解消に向け、現在どのように取り組んでいるのかについて、お答えください。

また、インターネット上の差別や偏見の書き込みは、残念ながら、新型コロナウイルス感染症が発生する以前より存在しています。

事実関係が曖昧な内容を感情的にSNSやインターネット掲示板などに書き込む行為もいじめを含む社会問題として指摘されています。

パネル④をご覧ください。

インターネットで誹謗中傷や悪口を書き込む人の心理と特徴として、

一つ目は、コンプレックスと嫉妬から誹謗中傷する場合です。

現実世界で何らかのコンプレックスを抱えているケースが多いようです。

二つ目は、匿名性と集団心理での悪口です。

匿名性はその通りで多くの方が対象者を攻撃しだすと集団心理がおこりその対象を攻撃しても構わないと思込み攻撃性のスイッチが入ってしまうと止められなくなるようです。

三つ目は、書き込みによって日頃の憂憤を晴らす場合です。

ネットで誰かを誹謗中傷している人の中には他人を攻撃することにより憂さ晴らしをしている人がいる様です。本人が意識しているかどうかに関わらず『ネットの世界だけでも偉そうにしよう』とするようです。

四つ目は、ゆがんだ正義感を持っている場合です

ネット上で誹謗中傷が行われるとき『正義感』がもととなるケースがあります。たとえば、ふとしたミスで炎上した匿名の個人のアカウントを執拗に追いかけて特定しプライバシー情報を晒そうとする人がいます。

その他にも『優位に立ちたい』気持ちや、委縮したりおびえたりする人の反応を楽しむ『愉快犯』などといった悪質な場合もあるようです。

新型コロナウイルス感染症対策が本格化して以降改めて指摘されているのが、それらの感情的・攻撃的書き込みによる、家族や身近な人を巻き込んだ被害の深刻さです。

この説明を聞き、『カッコ悪いからやめよう』と思って頂けたら幸いです。

そこで知事にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症に対するインターネット上での誹謗中傷を減らすべく、県において、どのような対策を講じていくのかお答えください。

また、新型コロナウイルス感染症にとどまらず、幅広く、インターネット上での人権侵害対策に取り組む必要があると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

もう1つ、インターネット上での人権侵害を効果的に抑止するためには、訴訟費用助成支援制度を奈良県でも取り入れるべきだと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に国体誘致について質問させていただきます。

県は2031年に、県内で2回目となる国体（国民体育大会）開催をめざし、先日、知事や教育長らの連名による開催要望書を国に提出したと伺っております。また、国体開催に向けた施設の整備を進めておられますが、国体の主会場については、橿原市を候補の一つとし、県立橿原公苑と橿原市立橿原運動公園とを交換し、県のスポーツ拠点として整備されようとしています。

また、一方で、今年10月には県と磯城郡3町との間で覚書を締結され、大和平野中央プロジェクトとしてスポーツ施設の整備について、協議を進めようとされています。

このような動きの中、私の地元である香芝市も国体の会場候補地として名乗りを上げさせて頂きました。本年6月に新市長が誕生し、香芝市の課題を精力的に整理する中で、どうしても解決しなければならないという1つの課題に対する強い思いのもとでの動きです。

パネル⑤をご覧ください。

具体的には、多目的競技場やテニスコート、プールや武道館など多種多様な施設の整備を予定している『香芝市スポーツ公園（予定地）』で国体開催を、

という動きですが、今現在用地の取得中の状態ですので誘致競技によって如何様にも変更が可能という長所があります。

このスポーツ公園構想が実現すれば、香芝市の北部と西部の関屋地区をつなぐ道路も整備されることになり、県中西部地域である王寺町と香芝市の防災対策の観点からも期待されています。

県におけるこの国体誘致は、会場候補地を県内広域に設けることで全県挙げてのビッグイベントへと発展すると考えます。本県のアクセス面を見ますと、縦に京奈和自動車道、横に西名阪自動車道が走っており、広域開催は可能であり、新たな活気も生まれ機運向上に大きく寄与するのではないのでしょうか。

そこで知事にお伺いします。

2031年の国体を成功させるためには、県内広域で競技を開催し、県全体の盛り上がり創出することが重要と考えますが、知事のご所見を伺います。

次に高校生の就職活動について質問をさせていただきます。

高校生の就職活動は大学生の就活とは違い、独特なルールが存在します。

就職に関する選考期間開始日から一定期間、一人の生徒が応募できる企業を一社のみとする、『一人一社制』というルールです。

この制度は法律上の制度ではなく『慣習』として約80年前から続いています。この慣習のメリットは、高校教育への影響を最小限にとどめるため、短期間で内定を得られるという点です。一方でデメリットもあり、生徒は応募する

以外の職場を十分知らないままに応募、一旦、決まった内定は基本的に辞退ができないという点です。

自ら企業を調べ上げ、複数に応募するのが一般的である大学生の就職活動とは根本的に異なる『一人一社制』ですが、見直しの動きが始まっています。

『一人一社制』の大きな流れを整理しますと、まず、平成 30 年に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針 2018』の中で、在り方の検討の必要性が指摘されました。また、令和元年の教育再生実行会議第 11 次提言においても、『国は高校生の主体的な職業選択に向けた就職支援とキャリア教育の推進という観点から当事者の声を取り入れながらより良いルールになるよう検討を進める』と指摘されています。また、令和元年の『規制改革推進に関する第 5 次答申』においても『現行の一人一社制は、高校生の就職の機会を保障しようとするあまり、高校生の主体性を過度に制限している』と指摘されています。

この流れを受け、厚生労働省と文部科学省、経済団体・学校関係者・学識経験者から構成されるワーキングチームが設置され今年 2 月に『高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告』が公表されたところです。

この報告書の内容を紹介させていただきます。

一つ目は、全国高等学校進路指導協議会が行ったアンケート調査の結果です。すでに就職している高卒就職者に対し『一人一社制』についてたずねたところ、

同時に2社以上応募できたほうがよいという回答が31.8%あったようです。

その主な理由として『難関の会社にも挑戦できる』という前向きな姿勢や『一社目で内定が得られなかったとき、次の求人が残っていないかもしれない』という現実的な意見がありました。

二つ目は、現行制度に対する企業側の評価についてですが、『現行のままでよい』という回答が68.6%だったようです。高卒採用は大卒採用との比較において採用活動期間のコストも低く、内定辞退がないという点において、企業側は『一人一社制』を評価している様です。

しかし、就職先の事業規模が小さいほど離職率が高止まりしているという実態もあります。例えば、事業所規模が5人未満の場合、高卒就職者の64.3%が3年以内に離職しています。高校卒業の方が大学卒業生より事業所規模が小さい企業に入社する割合が高いことも高卒就職者の離職率の高さに影響している、と分析されています。

賛否両論ですが、そもそもこのルールは、高校生の学校生活を守ることを前提に作られた慣習です。

実際に就職を希望する生徒を抱える学校現場では、担任教師をはじめ進路指導に関わる先生方が『就職を希望する生徒を全員就職させよう』という熱意をもって取り組まれており、そのことに改めて敬意を表したいと思います。様々な未熟さを抱える高校生を全員就職させるまでのご苦労は本当に大きいと思

います。

また、この慣習には、高度経済成長期も含めたその時々時代の要請があったことは容易に想像できます。

昭和の時代から大きく様変わりした現在、個々人のニーズもますます多様性を帯びてきています。『自分の選んだ会社で社会人生活をスタートさせたい』と希望する高校生にとっては、就職活動に追われることなく学校生活を送れることと引き換えに、人生を大きく左右する就職活動の選択肢を狭めてしまうことを意味しています。

もう一つ、このテーマを今議論する必要性がワーキングチーム報告書にも指摘されています。成人年齢の引き下げです。

令和4年4月以降、18歳以上の生徒は親権者の許可を受けずに自己の決定において職業を選択できるようになります。従って高校は、これまで以上に生徒の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を身につけさせることができるよう、キャリア教育の充実を図る必要性がある、と報告書にも明記されています。

私はこの報告書を読み込みましたが、真っ先に感じたのが『大人を育てる教育が不可欠』ということです。この『大人を育てる』とは、自ら情報収集し、仕事の本質を見極める力を身につけること、つまり、『情報収集力』と『実体験』です。

そのためにできることはいくつもあり、高校 1～2 年生の夏休みや春休みを利用したインターンシップの充実も有効だと思われます。

そのような実体験の数が増えることで自分の適性にきつき周囲からのアドバイスやインターネットの情報をリアルな体験と紐づけして考える能力も育ちます。高校生活 3 年間の中で実体験の機会を十分設けることにより『比較的苦勞をせず周りの勧めで入ってみたが、こんな仕事だとは思ってなかったので嫌になり、会社を辞めた』といった事例を防ぐことが可能です。就職活動そのものが『大人を育てる』教育だと考えています。

企業にとっても自社に魅力を感じてくれた高校生を採用する方が離職コストの低減が大きく見込め、長期的に見てメリットがあることは明白です。

現在の高校生の就職活動における重要な要素として進路指導担当の教員の指導スキルという点もあるようですが、未熟な進路決定をしていることが明らかかな生徒に対しては適切な指導も必要になってくると思います。特に定時制や通信制の高校生には、就職に対する情報収集力、特に意欲の面で個人差が大きい傾向がある点も無視できない現実です。

そこで教育長にお伺いします。

卒業時に 18 歳成人を迎える高校生にとって、必要なのは、『一人一社制』の廃止を可能にする『情報収集力』と『実体験』を磨く『大人を育てる教育の実践』だと考えていますが、県として、高校生が主体的に就職活動に取り組むた

めの『大人を育てる教育』を実践するため、今後どのような取り組みを
されるのかお答えください。

以上で壇上での質問を終わります。